

令和8年度

水質検査計画

加東市水道事業

加東市 上下水道部

令和8年度 加東市水道事業 水質検査計画

1. 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓で行います。また、各浄水場の原水及び浄水の検査も行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられた「水質基準項目」と水質管理上留意すべき項目とされている「水質管理目標設定項目」について行います。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留塩素効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質基準の検査項目では、概ね月1回以上行うこととされている項目については、月1回、その他の項目は、概ね3ヶ月に1回行います。原水は、年1回以上行うことを原則とします。

2. 水道事業の概要

加東市水道の半分は、鴨川ダム、東条川及び溜池等を水源とし、2箇所の浄水場において処理しています。残り半分の水量については、兵庫県水道用水供給事業（県営水道）から4箇所で受水しています。

浄水場（水源地）

浄水場名称	所在地	水源	浄水処理方式
広沢浄水場	加東市山国	鴨川ダム（東条湖）	急速ろ過方式
秋津浄水場	加東市秋津（古家）	東条川（加古川水系）	

県営水道受水池

受水地名称	所在地
高区配水池	加東市松沢
黒石山配水池	加東市河高
南山配水池	加東市南山
永福配水池	加東市永福

3. 原水及び水道水の状況

(1) 原水の水質で留意すべき状況

浄水場（水源地）ごとに留意すべき水質項目は、次のとおりです。

施設名	取水状況	留意すべき事項	対象項目
広沢浄水場	鴨川ダムからの水をため池に一旦貯水し、汲み上げています。	水位変動 水温変動 植物プランクトンによる水質変化	鉄・マンガン かび臭・農薬類 濁度・PH値 TTHM
秋津浄水場	東条川から汲み上げています。	水位変動 水温変動 降雨による濁水	鉄・マンガン かび臭・農薬類 濁度・PH値 TTHM

※ かび臭の原因物質は、2-メチルイソボルネオール、ジオスミン

※ TTHMは総トリハロメタンで、水中の有機物と消毒のために注入する塩素とが反応してできるクロロホルム等の4物質の総称です。

(2) 水道水の状況

加東市の水道水は、国の定めた水質基準に全て適合しており、安全で良質な水をお届けしています。

4. 検査項目、地点及び頻度

加東市では、水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目について検査を行います。

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留塩素効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき1日1回給水栓で検査を行います。（検査地点は、水質検査位置図-1-1から図-1-3と水質検査系統フロー図-2-1から図-2-3のとおりです。）

(2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、表-1のとおり行います。

基準9項目については、1ヶ月に1回の検査を行います。

原水は、独自に定めた追加項目も行います。

農薬類は、115項目の検査を行います。

(3) 検査地点

市内15箇所の地点で検査を行っています。（検査地点は、水質検査位置図-1-1から図-1-3のとおりです。）

(4) 検査頻度

水質基準項目は、3ヶ月に1回、水質管理目標設定項目は年に1回の検査を行います。

過去3年間の水質検査結果において、その濃度が基準値の5分の1以下の場合には検査をおおむね1年に1回以上、10分の1以下の場合はおおむね3年に1回以上とすることが出来る項目については、検査の頻度を減らしています。

農薬類は、使用の多い時期（6月、9月）に、原水において検査を行います。

かび臭が発生しやすい時期に、原水の検査を行います。

詳細については、表-2の定期水質検査月別予定表及び表-3-1から表-3-6の箇所別検査予定表のとおりです。

箇所別の検査回数は、表-4定期水質検査回数一覧表に記載しています。

5. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質の著しい変化や、水源に異常があった場合。
- (2) 水源附近、給水区域内及びその周辺等において感染症が流行している時。
- (3) 浄水処理過程で異常があった場合。
- (4) 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- (5) その他特に必要があると認められる場合。

6. 水質検査方法

- (1) 水質検査は、水道法第20条に定める登録検査機関で行います。

水質基準項目の検査は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省第101同）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

毎日検査する項目については、配水管末地点等の住民の方々に委託しています。

- (2) 検査試料の採取は施設管理業務委託業者が行い、運搬は登録検査機関が行います。

7. 水質検査計画や検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果は、「加東市ホームページ」において、公表します。

8. 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行い、検査結果をもとに、必要があれば検査計画を見直します。

9. 検査結果の精度と信頼確保

結果を評価するにあたり、検査精度と信頼性を保証するため、検査委託業者へ技術向上に努めるよう指導します。

10. 関係者との連携

加東市では、兵庫県水道用水供給事業からの浄水を受水しているため、これら関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対応を講じます。

また、水源における水質汚染事故発生などに対しては、兵庫県北播磨県民局や加古川水系水道事業者連絡協議会などの関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応をします。

11. その他

(1) 連絡先

加東市上下水道部工務課

〒 673-1493

加東市社50番地

TEL 0795-43-0534 (直通)

FAX 0795-43-0548

Eメール jogesui-komu@city.kato.lg.jp

加東市水道事業

水質検査計画書

添付資料

- 図-1-1 水質検査位置図（広沢浄水場・高区配水池）
- 図-1-2 " （黒石山配水池）
- 図-1-3 " （秋津浄水場・南山配水池・永福配水池）

- 図-2-1 水質検査系統フロー図（広沢浄水場・高区配水池）
- 図-2-2 " （黒石山配水池）
- 図-2-3 " （秋津浄水場・南山配水池・永福配水池）

- 表-1 検査項目表

- 表-2 定期水質検査月別予定表

- 表-3-1 箇所別検査予定表（各浄水場 原水）
- 表-3-2 " （浄水 広沢浄水場系）
- 表-3-3 " （浄水 黒石山配水池系）
- 表-3-4 " （浄水 秋津浄水場系）
- 表-3-5 " （浄水 永福配水池系・南山配水池系）
- 表-3-6 " （原水 農薬類）

- 表-4 定期水質検査回数一覧表